

Q フレックスタイム制で、遅刻、欠勤はどのようにすればよいですか

A フレックス制は、始業、終業の時刻を労働者の自由な選択に委ねるものですから、会社に遅く来ることも、早く帰ることも自由であり、遅刻、早退ということはありません。

しかし、これは、フレキシブルタイムについて言えることであり、必ず勤務すべきことを義務づけられているコアタイムについては、その時間に遅れれば遅刻ということになり、コアタイム時間に全く勤務しなかったということになれば、その日は勤務すべき時間を欠務したことになります。

したがって、コアタイム中の欠務について、遅刻、早退、欠勤の評価・査定を行い、コアタイムの遅刻3回をもって1回の欠勤と評価し、賃金の1日分をカット（減給の制裁扱い）することは、規定化すれば差し支えありません。